報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２８年３月２８日

石川行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん

総務省石川行政評価事務所（所長：大山洋志）は、北陸自動車道のサービスエリアやパーキングエリアの障がい者等用駐車施設（※1）の増設を要望する行政相談について、民間有識者を構成メンバーとする石川行政苦情処理委員会（座長：中島秀雄　金沢商工会議所副会頭）（※2）の意見を踏まえ、平成28年3月28日、中日本高速道路株式会社金沢支社に対して改善のあっせんを行いました。

（※1）　車いす使用者のほか、高齢者、妊婦、けがをした者も利用の対象となっている。

（※2）　石川行政評価事務所に寄せられた行政相談事案に民間有識者の意見を反映させるため石川行政評価事務所長が設置（昭和58年度）



小矢部川サービスエリア（下り）

行政相談

<連絡先>
総務省　石川行政評価事務所
行政相談課　河野（こうの）
電話：076-222-5232

【相談内容】

身体障がい者を同乗させ、北陸自動車道でトイレ休憩をする際、障がい者用駐車スペースが１台分しかないサービスエリア（以下「SA」）やパーキングエリア（以下「PA」）が多く、先に駐車している車両があるとやむなく一般向け駐車スペースに駐車することとなる。

しかし、一般向けの駐車スペースは幅が狭く、車いす利用者の乗降は困難であるほか、トイレまでの移動の距離が長くなり、かつ危険でもあるので、せめてもう1台分、障がい者用駐車スペースを設けてもらいたい。



区域内のSA及びPA

（SA）	10か所	
	賤ヶ岳	上・下
	南条	上・下
	尼御前	上・下
	小矢部川	上・下
	有磯海	上・下
（PA）	22か所	
	刀根	上・下
	杉津	上・下
	北鯖江	上・下
	女形谷	上・下
	安宅	上・下
	徳光	上・下
	不動寺	上・下
	高岡	上・下
	呉羽	上・下
	流杉	上・下
	入善	上・下

障がい者等用駐車施設に係る制度等

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
第10条 第４項
「道路管理者は、その管理する道路を道路移動等円滑化基準（※）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」
→ すべての道路について道路移動等円滑化基準適合への“努力義務”

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）
第17条
不特定多数の者、又は主として高齢者や障害者等が利用する駐車場を設置する際には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「車いす使用者用駐車施設」）を1以上設けなければならない。

（※）「道路移動等円滑化基準」
＝「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国交省令第116号）
第22条
1　自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。
2　障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。
3　障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
一　当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
二　有効幅は、三．五メートル以上とすること。
三　障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

駐車場の規模	必要数
～50台	1台
51～100台	2台
101～150台	3台
151～200台	4台
201～300台	5台

（注）NEXCO中日本の「設計要領　建築施設編　第1編 休憩用建築施設」でも、新設時においては同じ標準で設置することとされている。

北陸自動車道（NEXCO中日本金沢支社管理区間）SA、PAの障がい者等用駐車施設の状況

① NEXCO中日本金沢支社管内北陸自動車道SA・PAの障がい者等用駐車施設の道路移動等円滑化基準（設置台数）への適合状況　（か所）

SA・PA別	駐車場数	基準以上	基準未満
SA	10	3	7
PA	22	20	2
計	32	23	9

（注）1　当事務所調査結果による。
2 「基準以上」のPA駐車場20か所のうち18か所は、基準上1台分で可

② 障がい者等用駐車施設設置台数が道路移動等円滑化基準未満のSA、PA（上表の9か所）の状況

SA・PA名		上下別	駐車可能台数（大型車用除く）（台）	左記のうち障がい者等用　A（台）	基準　B（台）	A－B（台）	障がい者等用駐車施設が不足するとする利用者からの意見（件）（H22.4～27.12）
SA	賤ヶ岳SA	上り	131	1	3	△2	2
		下り	128	1	3	△2	
	尼御前SA	上り	88	1	2	△1	3
	小矢部川SA	上り	104	1	3	△2	1
		下り	103	1	3	△2	
	有磯海SA	上り	98	1	2	△1	
		下り	116	1	3	△2	
PA	徳光PA	上り	55	1	2	△1	1
	呉羽PA	下り	56	1	2	△1	

（注）1　当事務所調査結果による。
2　NEXCO中日本金沢支社管内北陸自動車道SA、PAの障がい者等用駐車施設に係る利用者からの意見はH22.4～H27.12の間に21件あり、うち11件が「マス（台数）の不足」に係るもの、ほか「駐車マナー」に係るもの、構造や管理に係るものが各5件となっている。上表のほか、「マス」（台数）が不足するとの意見（4件）は、基準以上であるSA、PAに対するものとなっている。

NEXCO中日本金沢支社に対する照会結果等

【照会結果等】
現在設置されている管内の北陸自動車道のSA、PAの障がい者等用駐車施設は、いずれもバリアフリー新法施行（平成18年12月20日）前に当初の整備（最低１台は設置済み）がなされたものである。
また、新法施行前後において自主的に増設しているSA・PAもある。
（※ これまで増設を行ったSA・PAは下表のとおり）
当支社では、障がい者等用駐車施設について整備計画は策定しておらず、SA・PAの大規模改良工事（駐車場を拡幅し駐車台数を増やしたり、駐車場の舗装や歩道を全面的に更新したりする工事）に合わせて整備することとしているが、現時点で管内のSA・PAの大規模改良工事を実施する具体的な予定はない。
しかしながら、今回、照会を受けて、お客様の利便性向上のため、障がい者等用駐車施設を増やすことの検討を進めていく。

NEXCO中日本金沢支社管内北陸自動車道SA・PAの障がい者等用駐車施設増設の状況

	SA・PA名 （基準台数）	時期及び 増設数	増設の理由
法施行前	尼御前SA下り （2台）	H 8.3 1 → 2	既設駐車場に屋根を設置できなかったため
	南条SA上下線 （各3台）	H18.3 1 → 3	利用実態を踏まえ増設
法施行後	徳光PA下り （1台）	H21.3 1 → 2	コンビニエンスストア増設に伴い、同店前に設置
	杉津PA上り （1台）	H26.4 1 → 2	休憩施設と駐車場の高低差に対応するエレベーターの設置に伴いエレベータ近くに増設

（注）当事務所調査結果による。

【石川行政苦情処理委員会の意見】

◆ 高齢化の進展や観光客の増加とともに、SA・PAの障がい者等用駐車施設の需要は今後ますます高まっていくものと考えられる。

◆ 「道路移動等円滑化基準」は障がい者等用駐車施設の必要数に係る標準となるものであり、バリアフリー新法施行から10年目を迎える中、設置台数が同基準に満たないSA・PAについて、大規模改良工事の計画が無いことから今後も長く増設されないことは望ましくない。
また、本件以外にも同施設の不足に係る利用者からの意見・要望がみられることから、同基準に満たないものについては、暫定的な措置も含め、できるだけ早急に増設を行うことが必要

◆ 障がい者等用駐車施設の利用の対象となる者のうち、高齢者、妊婦、けがをされた方については、車いす使用者に比較して駐車スペースの幅を必要としないほか、屋根を設けていない設置例もあり、増設に当たっては利用者の動線、安全性にも配慮しつつ、健常者が使用しないような措置（効果的な表示等）を講じた上で、大規模な工事を伴わない方法について検討することも必要

◆ 今後も、広く障がい者等用駐車施設に係るニーズの把握に努めることが必要

【NEXCO中日本金沢支社へあっせん】

① 北陸自動車道のサービスエリア及びパーキングエリアのうち道路移動等円滑化基準に比し設置台数が不足しているものについては、利用者の利便確保の観点から、利用者の動線、安全性にも配慮しつつ、健常者が使用しないような措置（効果的な表示等）を講じた上で、順次、同基準に適合させるような具体的取組を検討すること

② 今後も、広く障がい者等用駐車施設に係るニーズの把握に努めること